

研究活動の不正行為に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県医療療育総合センター発達障害研究所（以下「本研究所」という。）における研究活動の不正行為に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、本研究所において研究活動に従事する者及び本研究所においてかつて研究活動に従事していた者が本研究所在職中又は共同研究、研修中に行った次に掲げる行為をいう。

- (1) 研究の申請、実施若しくは報告又は研究成果の公表において故意に捏造、改ざん又は盗用を行うこと。
- (2) 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害を行うこと。

(窓口)

第3条 不正行為に係る告発や情報提供等を受け付けるための窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

(不正行為に係る告発)

第4条 不正行為の疑いがあると思慮する者は、何人も、書面、電話、FAX、電子メール、面談等の方法により、統括管理責任者に告発することができる。

2 前項の告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。また、当該告発に係る事実の発生の日から起算して5年以内に行わなければならない。

3 統括管理責任者は、受付窓口寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容について、遅滞なく最高管理責任者に報告しなければならない。

(職権による調査)

第5条 最高管理責任者は、告発の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を公正研究委員長に指示することができる。

(警告等)

第6条 公正研究委員長は、不正行為が行われようとしているか、又は、不正行為を求められているという内容の告発が行われた場合、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、告発の対象とされた者（以下「被告発者」という。）に警告を行う等、適切な措置をとるものとする。

(調査委員会の委員)

第7条 公正研究委員会は、調査委員会の委員の氏名及び所属を速やかに告発者及び被告発者に通知しなければならない。告発者のうち氏名を秘匿した者については、可能な場合には窓口を通じて通知するものとする。

2 告発者及び被告発者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に理由を付して調査委員会の委員の交代について申立てを行うことができる。

3 公正研究委員会は前項に基づく委員の交代の申立てを審査し、相当な理由があると判断したときは、調査委員会の委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。告発者のうち氏名を秘匿した者については、可能な場合には窓口を通じて通知するものとする。

(予備調査)

第8条 公正研究委員長は、第4条による告発を受理した場合又は第5条により調査の開始を指示された場合は、速やかに調査委員会による予備調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、予備調査の実施に当たっては、告発内容の合理性及び調査の可能性等について調査する。
- 3 調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者に事情聴取を行うことができる。
- 4 調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、当該調査の結果を公正研究委員会に報告しなければならない。
- 5 公正研究委員会は、前項の報告に基づき、本調査を行うか否かを直ちに判断し、その結果を告発者及び被告発者に通知しなければならない。告発者のうち氏名を秘匿した者については、可能な場合には窓口を通じて通知するものとする。
- 6 公正研究委員会は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(本調査)

第9条 公正研究委員会は、本調査の実施を決定した日から起算して30日以内に、調査委員会による本調査を開始しなければならない。

- 2 調査委員会は、本調査の実施に当たっては、関係者の事情聴取等に基づき、不正行為の有無及び程度について調査する。
- 3 調査委員会は、関係者の同意を得て、不正行為に関する文書等（被告発者が研究活動を行う上で作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、被告発者が保有しているものを含む。）を収集し、調査することができる。
- 4 調査委員会の調査において、被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと及び論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを科学的根拠に基づき説明しなければならない。
- 5 被告発者が前項の説明責任を果たすために再実験等を必要とする場合には、その機会が保障されなければならない。ただし、被告発者が同じ内容の申し出を繰り返して行い、調査委員会がその主たる目的を当該事案の引き伸ばしであると認定した場合、調査委員会は当該申し出を認めないことができる。
- 6 調査委員会は、第4項に基づき被告発者が行った説明並びに調査によって得られた物的及び科学的証拠、証言及び被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。ただし、調査委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為を認定することができない。
- 7 第4項の被告発者の説明において、生データ、実験ノート、観察ノート、実験試料及び実験試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により被告発者が証拠を示せない場合は、証拠を示せないことに正当な理由がある場合を除き、不正行為とみなされる。
- 8 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に本調査の結果を公正研究委員会に報告しなければならない。

(審理)

第10条 公正研究委員会は、前条の本調査の調査結果をもとに不正行為の有無及び程度について審理を行う。

- 2 公正研究委員会は、不正行為が行われなかったとされる場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、告発者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 公正研究委員会は、第1項の審理の結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、速やかに、審理の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与した者に通知するものとする。被告発者が本研究所以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 5 最高管理責任者は、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

る。

6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発があった場合において、告発者が本研究所以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申し立て及び再調査)

第10条の二 不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、公正研究委員会に対して不服申し立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申し立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により、不服申し立てをすることができる。

3 不服申し立ての審査は、公正研究委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 公正研究委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申し立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申し立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申し立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りをする主な目的とするものと公正研究委員会が判断した場合は、以後の不服申し立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

5 公正研究委員会は、不服申し立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申し立人に対し、その決定を通知するものとする。

6 最高管理責任者は、被告発者から不服申し立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申し立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申し立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

7 公正研究委員会は、不服申し立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、不服申し立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申し立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

8 前項に定める不服申し立人からの協力が得られない場合には、公正研究委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、公正研究委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申し立人に対し、その決定を通知するものとする。

9 公正研究委員会は、調査委員会が再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

10 最高管理責任者は、本条8項又は9項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本研究所以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(補佐人の同席)

第11条 公正研究委員会及び調査委員会は、第8条乃至第10条の二の手続きに際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めるときは、告発者又は被告発者を補佐する者の同席を許可することができる。

(対応結果の公表等)

第12条 最高管理責任者は、不正行為が確認され、かつ、告発等への対応がすべて終了した場合、関係者のプライバシーを尊重した上で事実の経過及び執られた措置について公表する。

2 前項の公表における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本研究所が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

3 告発等への対応がすべて終了する前に調査事案が漏洩した場合、最高管理責任者は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により調査事実が漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。

(措置及び裁定)

第12条の二 最高管理責任者は、不正行為に関与したと認定された者、不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

2 最高管理責任者は、被認定者に対して、不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

3 最高管理責任者は、関係の上司等の意見を聴取した上で、法令、職員就業規則その他関係諸規程に従って、執るべき処分を決定するものとする。

(被告発者の保護)

第13条 公正研究委員長は、調査の結果、告発に係る不正行為の事実が認められなかった場合において、被告発者の研究活動への支障又は名誉の毀損等があったときは、公正研究委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置を執らなければならない。

(協力義務)

第14条 不正行為に係る告発に関係する者は、当該告発に基づいて行われる調査に際して協力を求められた場合には、誠実に対応しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第15条 不正行為に係る告発を行ったこと又は告発に基づいて行われる調査に協力したことを理由として、あるいは、相当な理由なしに単に告発がなされたことのみをもって、当該告発に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 公正研究委員長は、前項の告発に関係した者が不利益な取扱いを受けることがないよう配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 最高管理責任者は、受付窓口へ寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

2 不正行為に係る告発にかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(悪意による告発への対応)

第17条 公正研究委員長は、不正行為に係る告発に関し、悪意をもって虚偽の告発その他不正を目的とする告発（以下「不正目的の告発」という。）を行った者について、公正研究委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。

2 最高管理責任者及び公正研究委員長は、調査の結果、告発に係る不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにそのことをもって、不正目的の告発を行ったとみなし、告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年3月31日から施行する。

附則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。